

建設委員会記録

開催日時 平成29年9月26日(火) 13:03~14:51

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

乾 浩之 委員長

田尻 匠 副委員長

田中 惟允 委員

清水 勉 委員

太田 敦 委員

国中 憲治 委員

粒谷 友示 委員

川口 正志 委員

欠席委員 1名

新谷 絃一 委員

出席理事者 金剛 まちづくり推進局長

西川 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第61号 奈良県手数料条例の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

議第63号 奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

議第64号 大和川流域における総合治水の推進に関する条例

議第66号 平城宮跡歴史公園の指定管理者の指定について

報第27号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告につ
いて

損害賠償額の決定について

報第28号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告につ
いて

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関

する訴訟事件について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(建設委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○乾委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日の欠席は、新谷委員です。

理事者においては、山田県土マネジメント部長が欠席されておりますので、ご了承願います。

本日、傍聴の申し出があれば20名を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

なお、議案の説明については、9月8日の議案説明会で行われたため、省略いたします。

それでは、付託議案について質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

○清水委員 では、付託議案について質問をさせていただきます。議第64号、大和川流域における総合治水の推進に関する条例については、それぞれ担当部署で上程されるまでにいろいろな話し合いをされて取り組まれていただいたことに感謝申し上げます。その中で数点、確認をさせていただきたいと思えます。

まず第2章、治水対策の条例第8条ですけれども、「県は大和川水系河川整備計画等に基づき、計画的に河川の整備を行うとともに、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設の的確な維持修繕を行うものとする。」と記載がございます。この河川法第3条第2項に規定する河川管理施設とは、ダム、井堰、水門、堤防、護岸、床どめ、植林帯を示されているのですけれども、過去から、各議員からもいろいろな質問がなされているわけですが、河川維持工事に対する予算が非常に少ない中で今回この条例を制定される、なおかつ、

条例第8条に明記をされるということは、草刈りであったりとか抜根作業であったりとか、奈良県は、つくっておられないと思うのですが、河川維持管理計画に基づくと、除草作業については年2回を標準にすることが明記されているのですけれども、それらの予算確保の方向性についてまずお尋ねしたいと思います。入口河川課長、よろしくお願いします。

○入口河川課長 河川管理施設の維持管理でございますけれども、まず河川管理施設には大きいものでは樋門、ダム、堤防がございます。

県管理の樋門は25基ございますけれども、平成26年度に長寿命化計画と点検マニュアルを策定しております。これらに基づき計画的な補修更新や効率的な点検を実施することとしておまして、予算の獲得に努めているところでございます。

ダムは5つございまして、今年度、長寿命化計画を策定しているところでございます。来年度以降は、長寿命化計画に基づき計画的な補修更新を実施していく予定でございます。

既設堤防でございますけれども、平成26年度までに堤防強化区間を52カ所抽出しまして、このうちの44カ所について質的改良、補強の実施計画を策定したところでございます。今後、優先順位をつけて堤防強化を行っていく予定で、工事は今年度から着手の予定でございます。

これらにつきましては、計画に基づいてしっかり予算を要求して、順次、進捗を図りたいと思っております。

一方、今、清水委員がご指摘の堆積土砂とか草刈りでございますけれども、河川の堆積土砂の撤去につきましては、河道断面を確保し、洪水を安全に流下させるため、水防上重要な河川につきましては、河道断面のおおむね1割をめぐり、それ以上堆積している場合に撤去に努めているところでございます。その他の河川につきましては、その阻害の割合の高い箇所から周囲の土地利用状況を勘案し、堆積土砂の撤去に努めております。必ずしも地域のご要望の全てに対応できている状況ではございませんが、今後も地域からの要望箇所については現場状況を確認し、これらの考え方を踏まえて堆積土砂の撤去を推進したいと思っております。

除草につきましては、堤防が適正な機能を発揮しているかどうかを確認するのが主眼に、年1回を標準として築堤区間を中心に実施しております。また、河床には木などが繁茂しますけれども、流水を阻害する危険性のある立木は順次、伐採するように努めているところでございます。

これらの予算がこれまで委員会でもしっかり確保できていないのではないかとご指

摘も受けております。来年度の予算要求も工夫しまして、少しでも多く住民、地域の皆様のご要望に応えられるように頑張ったいと思っております。以上でございます。

○清水委員 平成24年7月ですが、皆さんご存じのとおりですけれども、国土交通省の大臣官房から計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについてということで、所管課長宛てに通知が行っていると思うのですけれども、この中で河川維持管理計画をつくりなさいと出ているのですが、奈良県の河川維持管理計画はございますか。

○入口河川課長 河川の維持管理指針をつくってございまして、これに基づいて河川の維持管理を、例えば堤防の除草は先ほど言いましたように築堤区間を中心に年1回でありますとか、巡視は、重要河川は年2回標準とか、基本的な事項を定めているところでございます。

○清水委員 これは大和川河川事務所の河川維持管理計画ですけれども、直轄河川は先ほど例示をさせてもらいましたけれども、除草作業は出水期前に1回、それから台風襲来前に1回ということで年2回、築堤区間については除草作業をやるということが明記をされているのです。今、入口河川課長のご答弁では、奈良県の指針では、築堤区間については年1回だけしかないということですが、現実問題、これだけ雨の降り方も変わってきて、県民の皆さんが非常に心配されていることだと思うのです。その中で最低でも築堤区間の維持管理について、先ほどご紹介いただきましたけれども、堆積土砂の撤去であったり、除草作業、抜根作業というのをきちんと点検をしていただく。そのためには、私はこの維持管理計画の策定が必要だと思うのですけれども、策定をされていないのはその指針があるからいいというご判断でしょうか。その点についてお答えいただきたいと思えます。

○入口河川課長 説明に言葉足らずなところがありましたが、適切な維持管理を推進するため、平成19年度にこの指針を策定しております。平成20年度に、この指針に基づき、各河川において具体的な河川維持管理計画の策定を行っております。以上でございます。

○清水委員 私がホームページを見た限りでは、各河川ごとの維持管理計画というのが見当たらなかったのをお伺いしたのですけれども、大和川河川整備計画の中にひょっとすると全部包含されてるのかもしれないのですが、先ほど言いましたように今回、条例制定をするわけですから、事業者に対して義務規定を課す、各市町村にも協力を依頼する。そんな中で奈良県が直接管理すべき河川の維持作業に対してもう少し費用を投下する必要があると思うのですけれども、この辺については、先ほどのご答弁では今後の話の中で予算要

求しますということだと思っておりますが、目標として今の決められている範囲の中を例えば1.5倍にするとか2倍にするとか、そういう具体的話は今段階ではないのですか。よろしくをお願いします。

○入口河川課長 現時点で予算の来年度の確保、例えば今年度に比べて1.5倍でありますとか2倍でありますとかいうその予算の目標値というのは、現時点では持ち合わせていません。ただ、委員ご指摘のとおり、県が管理しております河川の堆積土砂でありますとか、除草が必要な区間でありますとか、毎年、予算要求に備えて各事務所から調書等を提出していただいて、把握に努めているところでございます。もちろん堆積土砂も草も年度年度で状況は変わるものでございますけれども、その状況を踏まえまして来年の要求額を定めてまいりたいと考えております。

○清水委員 ご努力いただいて、ぜひとも条例の趣旨に沿った河川の管理をしていただきたいと思っております。第8条については、そういうことでお願いしておきます。

では、条例第9条です。条例第9条に特定開発行為事業者の義務規定がありますけれども、この義務規定が特定開発行為を行う事業者だけでよいのかどうかというのが、文章を読んでどうかなと思ったのですが、例えば調整区域内の開発行為等、その許可不要事案も当然ございます。流域の中にはいろいろなパターンがありますので、なぜこの特定開発行為に限定されたのかを説明していただけますか。

○入口河川課長 まず、流出抑制の対象とすべき開発行為でございますけれども、やはり一定規模以上の開発には基本的に流出抑制対策を求める必要があると判断しているところ、それからそういう一定規模以上の開発をしっかりと申請段階で把握するためには、やはり各種の法により知事の許可が必要とされている行為を網羅的にその対象にする必要があるということで、現在、対象の特定開発行為の定義を定めさせていただいたところでございます。

○清水委員 特定開発行為の意味ですけれども、大須賀都市計画室長にお願いしたいのですが、特定開発行為というのは住宅の分譲であったり、社会福祉施設であったり、病院であったり、幼稚園であったり、公的施設であったり、そういうものを示すのですよね、間違いないですか。ほかにあるのであれば、ご紹介いただきたいのですけれども。

○大須賀都市計画室長 今、特定開発行為についてご質問いただきました。

条例第2条第8号に定義されております、大和川流域における次のいずれかの行為をいうと定義されております。この中で恐らく清水委員がおっしゃっている話は、オの都市計

画法第29条第1項本文もしくは第2項本文または第35条の2等々の知事の許可を受けなければならない行為であるということで、おっしゃるように住宅地開発も含めて、都市計画法でいう開発許可に該当するものをいうということで間違いのないと思います。

○清水委員 ということは、流域別に考えますと、この特定開発行為以外の開発行為も当然のことながら生じます。具体の例を挙げますと調整区域内の沿道サービス業であったりとか、それらも開発行為としては上がるのではないですか。ところが、その特定開発行為とすると、それらは対象になるのですか、ならないのですか。この点について教えてください。

○松本建築課長 今回の調整区域における沿道サービスなのですけれども、農地等から新たに造成する場合、当然開発行為に当たりまして、開発許可が必要となってきます。ただ、もともと駐車場で使っていて、その施設をつくるに当たって建築行為だけだという場合においては、開発行為に当たらず、建築許可という手続になってきます。以上でございます。

○清水委員 そこでもう一度質問しますけれども、既存宅地であれば、今回の総合治水の推進に関する条例の規定外に当たってしまうということですよ。それでいいのかどうかというのが、この本文を読んでいたときに、ふと疑問に思ったのです。その辺の調整をされていたのかどうかというのがわからなくて、当然、流域ですから、市街化区域もあれば、調整区域もあれば、用途無指定のところもあるわけです。その中で要件が合って開発行為に当たるもの、特定開発行為に当たるものがそれぞれ決められているわけです。そこが調整できていないのではないのかなと思ったのですけれども、それで、この条例の趣旨を果たすことができるのかというのは河川課長、どうなのでしょう。

○入口河川課長 既存宅地の再開発的な行為も現在も少なからずございます。まずは開発行為の中で新たな開発が一部でもあるものについては当然、新たな許可が必要となりますので、この条例に基づく特定開発行為に該当し、しっかりと条例の適用を図っていくこととなります。ただ、従来どおり全く新たな開発の許可が不要とされる案件、これについては条例で新たな罰則、この条例の適用によりその調整池を新たに設置するとか、そういうことは求めてはおりません。

○清水委員 私はそこに条例制定の穴があるのではないのかなと感じたのです。

もう1点、開発行為不要なものがありますよね。市町村であったり、公的団体、これは開発行為許可の申請を出す必要がありませんので、この義務規定から外れてしまいます。ところが、市町村に対しては努力規定がありますので、それが補助の対象になるのかどう

か、財源確保ができるのかどうかというのは市町村にとってはものすごく大きな話なので、そこにも記載がされていないというのはどうなのかなと思うのです。例えば都市計画事業であったり土地区画整理事業、再開発、住宅の街区整備、防災街区整備事業、公有水面の埋め立て、それぞれの事業は各市町村が行われます。その中で当然、必要なものは設けられると思いますけれども、その協力依頼だけでいいのかも疑問なのですが、どうですか。特に第9条については、特定開発の義務規定だけでいいのかというのは本当に疑問なのです。特に、調整区域内の既存宅地にして1年なり2年なり現状の変更をされて、そのままに置いて、太陽光の発電所をつくるとか、そういう可能性もあるわけです。そうなれば、非常に平たい大きな土地に対して、本来であったら雨水の流出抑制もしないといけない場所なのに開発行為がかかりませんから、する必要がないとなってしまうのです。せっかく条例をつくっていただく本来の趣旨を全部網羅できるような形にすべきではないのかと思うのですが、この点についてはどうですか。

今回のご苦勞なさってる点はよくわかるのです。ただ条例をつくって、どこかにその穴があるといけないと私は思いますので、せっかく整備するのであれば、そういうことも含めて考えてほしいと思うのですけれども。河川課長、答弁よろしいですか。

○入口河川課長 清水委員ご指摘のとおり、まず市町村が行う事業のうち、都市計画法第29条施行令第21条にありますように図書館とか公民館とか、そういうものにつきましては、開発行為は許認可の対象外でございますので、特定開発行為には当たらないということになって、条例に基づく義務は発生いたしませんけれども、この総合治水に関する条例は流域の首長もご参加いただいている協議会で意見を求めながらこの案をつくっておりますので、当然各市町村にも、そういう施設の建設に当たって特定開発行為には当たらなくても、しっかりとそのための対策について考えていただくというのが前提になっております。

一方、お手元の議案説明会資料では38ページですけれども、条例案の第22条関係、支川流域市町村との協定という項目を第22条、第23条で述べさせていただいているところでございます。これは支川流域ごとの流域の課題を解決するために支川流域の市町村と県が協定を結んで、課題解決のための計画をつくって、課題解決に必要な施策については、その計画に位置づけていただくことにしております。ここで当然、計画に記載しました施策については、県がそのものにあっては積極的に推進しますし、例えば市町村がための対策をするのに補助メニューが適用できるかどうかというのはまた別でございますけれ

ども、市町村が実施する施策においては、県は積極的に支援するものとする第23条に位置づけさせていただいているところでございます。

○清水委員 公的機関はそんなに問題なかろうかと思うのですが、特に気になるのは、既存宅地が本条例を制定して、開発行為がかからなければ、除外されるというところに不安を感じます。条例を制定して、条例の変更がないということはないと思いますので、今後そういう不安点があるということを、指摘だけをさせていただきたいと思います。

それと条例第15条に知事が定める基準というのがありますけれども、これは規則で定められるのですよね。第15条第3項、「水田貯留施設の管理者は知事が定める基準に基づき、」ということなので、この知事が定める基準が何を意味しているのか、この条例案だけでは意味することができませんので、これは規則で定めるということよろしいですか。

○入口河川課長 ご指摘の第15条第3項、水田貯留に関する知事が定める基準、それから第14条ではため池で同様の記載が出てまいりますけれども、これらの基準につきましては4月1日施行で予定しておりますけれども、それまでに県で定める基準とさせていただいております。以上でございます。

○清水委員 はい、わかりました。でき次第、またお知らせをいただきたいと思います。

それと条例第16条、ため池の保全があるのですが、全て努力規定です。この努力規定が、皆さんご存じだと思いますけれども、ため池の所有者が地方自治体であるか、水利組合さんであるか、もしくは個人の池もあるわけですが、私は、この第16条でそれら全てを網羅しているのかというのはどうかなと思ったのですが、全て努力規定として問題はないのですか。お願いします。

○入口河川課長 ため池でございますけれども、流域にはかなりの数の池がございます、今現在、農業の用に使われているものもあれば、もう既に使われてないものも混在しているのが現実でございます。今回、この条例で対象にしておりますため池は、県でかんがいの用に供するため池という名目で管理できているものだけを今回の条例の対象にさせていただいております。

○清水委員 先ほど言いましたように、ため池の所有者は、個人であったり、水利組合であったり、市町村であったりするわけです。その全てが努力規定ですから、それもなおかつ、2項にありますけれども、満水面積が1,000平方メートル以上のため池の全部または一部を廃止しようというときはこれにかわるものをつくりなさいという意味合いです。

相手方が、当然のことながら地方自治体が所有している池であれば事前の協議があったりして、きちんと処理をされると思うのですが、個人で売買をされるときはなかなかわかりませんので、そういうところも含めて該当すると考えていいのかどうか、そういう努力をなさいと考えていいのかということなのですが、それは相手が誰であっても所有するものという規定ですから、そういう理解でよろしいですか。

○入口河川課長 はい、そのように考えていただいて結構かと思えます。

○清水委員 では、第20条についてお尋ねします。

第20条に、県は浸水被害を防止し、または軽減するため、市街化編入抑制区域を指定することができるとなっておりますけれども、一旦指定されると、ずっと指定されたままなのでしょうか。解除規定が書かれていませんので、この解除の規定は必要ないのですか。お願いします。

○入口河川課長 市街化編入抑制区域でございますけれども、第21条でこの区域を市街化区域へ編入する場合には、浸水による県民の生命、身体及び財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が実施され、または確実に実施されると認められる場合にあっては、この限りではないと。まずは対策が講じられれば、この区域であっても市街化区域への編入は可能になると第21条で定めさせていただいております。

それからこの区域の指定でございますけれども、土地利用、それから周辺の今、浸水の原因になっている要因が解消される場合が当然ございます。我々としましては今の時点では、おおむね5年程度をめどに見直しをして、解除する場合もその際に発生してくると考えております。

○清水委員 解除が明記されていないので、例えば5年後に見直すという規定があるのであれば、ここに書いておけばいいのではないですか。それが明記されていないので、要は土地に対して不利益になることを行為として、所有者側から見れば、不利益に当たるかもしれないことを指定されるわけですから、その見直しの期限を一定期間にすることが明記されていれば、理解できるのですけれども、この第20条の本文だけを読むと、一度指定されたらそのままになるのかと思いますので、そこは文面にその記入をする必要はないのですか。再度お願いします。

○入口河川課長 第20条ではまず指定することができるということ、できる規定にさせていただいております。見直しの割合というのは、適正な期間がしっかりと、例えば5年でよいのか、3年でよいのかとか10年でよいのかということも現時点では決めること

ができていないので、河川整備計画等も5年、周辺の河川整備の状況も5年に1度は把握することにしておりますので、そういうものと連動をさせておおむね5年程度をめぐりに、チェックしていくのがいいのではないかと考えている段階でございます。清水委員ご指摘のとおり、土地の所有者にとっては非常に切実な問題にもつながりますので、その見直しのサイクル、それから方針等につきましては、条例をお認めいただきましたら施行までの間に、県民に対していろいろなチャンネルを通じましてご理解いただけるように、周知していきたいと思っております。以上でございます。

○清水委員 特にこの第20条は大きい問題だと思うのです。先ほど言いましたように所有者にとっては現状、調整区域であっても土地利用が変わる可能性はあるわけですから、一定期間で見直す規定がここに盛り込まれておれば、そんなに不安はないのですけれども、それが無いというところがそれでいいのかどうかということを申し上げておきます。

最後に条例第23条ですが、この協定に基づく計画というのが明記されていますけれども、各市町村との協定に基づく計画については河川法だけではないという理解でよろしいのでしょうか。

○入口河川課長 計画に位置づける施策等のことでお尋ねでございます。当然、流域の総合治水に関する条例に基づく計画でございますので、流域の治水、洪水被害の軽減に資する施策というのは河川だけでなく、その他の事業も場合によっては位置づけが出てくると考えております。以上です。

○清水委員 ということは、河川法だけでなく、例えば下水道法であったり、その他都市下水路もございましてけれども、それぞれの採択基準が皆異なります。異なっても、もしその採択基準が異なって協定締結をされたときに、片やその都市下水路しか該当しない。あるいはほかのところであれば、公共下水道の雨水幹線に該当するということになれば、補助率が違います。公共下水の場合でしたら補助率2分の1、都市下水路3分の1です。その補助率の差を当然埋めにいかないといけないではないですか。そういうことも含めてこの第23条は読めばいいという理解でいいのですか。お願いします。

○入口河川課長 流域ごとに策定する計画、当然、個々の事情によって有効な施策は組み合わせが変わってくるものと考えております。その中で清水委員のお述べのように下水関連のそういう施策は位置づけることが妥当であるという流域も当然出てくるものと想定しております。そこに対してどのような補助メニューがあるというのはまた別の議論だとは思いますが、そういうものを活用して市町村が課題解決を図る際に、河川管理者とし

てのサポートではなくて、県としても関連部局が必要なサポートに入るといふ条例の組み立てでございますので、活用する補助事業によって市町村の持ち出しも変わってくるのは当然とは思いますが、その辺の計画に位置づけた施策を、どういう施策を位置づけるのか、施策に対してどういうサポートをしていくのかといいますのも、条例案を通していただいた後、施行までに要綱として整理すべきものは整理していきたいと考えております。以上です。

○清水委員 第23条の第3項は、積極的に支援するとありますので、この財政的、人的、制度的なことも含めて積極的に支援をすると理解してよろしいですか。

○入口河川課長 そのようにご理解していただいて、結構です。

○清水委員 最初に申し上げましたけれども、各部局横断的にこの条文については、ご議論をされたと思うのですが、先ほどから条文ごとに申し上げました。実施に当たって細かいところをもう少し詰める必要があると感じますので、条例制定後でも構わないかもしれませんが、もう少し突っ込んだ議論をしていただきたいと思います。同じ部の中でありますので、こういうパターンときは、これはどうなるのということをもう少しご議論いただいたらと思いますので、先ほど、要綱なりできちんと整理する、もしくは規則なりで内容について詰めていくという入口河川課長の答弁をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○太田委員 議第63号の奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例についてお伺ひします。

この条例案ですけれども、上部に当たる都市公園法ですが、これが保育所とか社会福祉施設の設置を可能にするとともに、公園内でカフェやレストラン、コンビニなどの収益施設の設置と同時に、その周辺の公園の整備などを一体に行う民間事業者を公募し、選定する制度が創設されて、その準法改正になっているのが、奈良県の都市公園条例の一部改正ということで今回提案されていると思うのです。まず都市公園条例の改正に関して、その上位の都市公園法に関する部分で、例えば住民のニーズを聞くとか住民の声を受けとめるとか、こういう制度が条文であるのかどうかについて伺ひたいと思います。

○鳥居公園緑地課長 ご質問にお答えを申し上げます。

都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めております。都市施設の計画的な配置や管理の適正化を図る内容となっております。特に今の条文の中には住民のニーズを聞く条項は定められていません。今般の改正は、少子高齢化など、社会情勢の変化

に対応して民間との連携を図りつつ、都市公園を柔軟に使いこなすことによってその活性化を図るとの観点から、法改正が行われたものでございます。以上です。

○太田委員 ご答弁ありがとうございます。

国でも、この法律が制定される際にそういう制度があるのかどうかということを知っているのですけれども、その中に一つは公園管理者が学識経験者の意見を聞くということですが、これは住民ではないことは明らかだと思っております。もう1点、公園管理者と地域の関係者による協議会を設置できる制度を創設するということが書かれております。これは都市公園法の第17条の2に書かれているようではございますけれども、この協議会ですが、こういったメンバーで構成されるのか、お伺いをしたいと思います。

○鳥居公園緑地課長 お答え申し上げます。

今般の改正では、特に立地条件等がよいにもかかわらず、十分に利用されていないとか、そういう公園が多いのではないかとといった問題意識のもとに、公園管理者だけではなく、学識経験者等の意見も反映して、より柔軟に公園利用者の利便の向上を図るため、必要な協議を行う協議会を組織することができるかとされたところでございます。その構成メンバーは公園管理者のほか、関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体、その他都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であって、公園管理者が必要と認める者が想定されております。以上でございます。

○太田委員 今回の都市公園法の改正は、先ほどからご答弁があったように、現在なかなか有効に活用されていないところを民間事業者の力もかりながら活性化していこうという趣旨なのかなと思うのですけれども、今回、改正の中でいろいろなインセンティブがあるかと思うのですけれども、例えば設置期間が10年から20年に延長されるとか、建蔽率などの規制緩和とか、こういうことを聞いているのですけれども、そういったことでよしいのでしょうか。

○鳥居公園緑地課長 お答え申し上げます。

委員おっしゃったような建蔽率の緩和であったり、保育所の設置ができるようになったり、カフェ等が民間により設置することができるようになったという内容で、よりにぎわいのある公園を目指すという考え方と承知しております。

○太田委員 今回こういう形で準法改正がされるということではございますけれども、やはり私は無視できないのは今、吉城園の周辺の地域とか、高畑の裁判所跡地でいろいろな住民の声があるのだけれども、それがなかなか今回の公園の設置の中で届かないという思いを持って

いる方がたくさんいらっしゃるということです。今回の条例の中には、先ほども言いましたように、学識経験者を入れているから大丈夫だとか、あるいは協議会を設立するから大丈夫だということで国でやりとりされているのですけれども、私はせめて、県でこういう状況がある中で、条例の中に本当に住民の声を担保する制度が必要ではないかと思います。もしその点についてお答えいただけるならば、お願いしたいと思います。

○鳥居公園緑地課長 協議会のメンバーということで、さきほどから申し上げていますように、都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であって、公園管理者が必要と認める者と都市公園法には定義されております。以上でございます。

○太田委員 今回の条例ですけれども、やはり私は住民の声やニーズを聞く部分は欠落していると思いますし、それをつくるべきだと思っております。

2つ目ですが、平城宮跡歴史公園の指定管理者の指定、今回の議題に上がっているのですけれども、この指定管理の事業というのは奈良の地元産業の発展とか県民の雇用につながるような契約になっているのかどうか、その点で何か配慮されているのかどうかについて伺いたいと思います。

○志茂平城宮跡事業推進室長 今回の平城宮跡の指定管理者の選定におきましても、地元産業の発展並びに県民の雇用がどう反映されているのかということでございます。

実は今回、指定管理者の選定における審査基準の一つとしまして県内業者の活用、地域住民の雇用等、地域経済活性化への考え方はどうかという項目を設けております。これに対しまして指定管理候補者からは県内の障害福祉支援団体、飲食や旅行業関係団体等のネットワークを活かしながら、地元住民が楽しみながら働き、利用できる場を創造していくという目標が示されております。具体的には奈良県全域から販売商品の公募を行います。それと奈良に由来のある食材を活用したレストランメニューを提供していきます。奈良にかかわる食をテーマとした食のフェスタといったものを開催します。それと清掃や警備といった維持管理の業務はもちろんでございますが、イベントなどの事業についても地域住民の積極的な雇用を図るという具体的な提案を頂戴しているところでございます。つきましては、今議会で指定管理者としての指定をいただければ、速やかに物販の販売物並びに飲食メニューの具体的な検討とともに、先ほど申しました関連する地域事業者との交渉に入っていきたいと考えております。

また、指定管理の候補者からは、レンタサイクルを活用した周遊観光の推進に取り組むという意見も頂戴しておりまして、このことにつきましては、来場者が平城宮跡以外にも広

く周遊していただくことによりまして、各所でそういった地場産業と交流する機会がふえてくるのではないかと間接的な効果を期待しているところでございます。

なお、開園後につきましては、指定管理者と管理運営業務につきまして定期的にモニタリングを行い、県の意向が反映されているかというチェックを行うとともに、先ほど言いました提案事業、自主事業について実施されているかを逐一チェックしながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○太田委員 了解しました。

それと、ここの指定管理の事業者のところで収益が出た場合の取り扱いと、交流施設で食事もできるということですがけれども、私は広く皆さんが利用できるように比較的安く食事ができるものを提供すべきではないかと思っているのですけれども、その点の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○志茂平城宮跡事業推進室長 やはりここは歴史公園ということで非常に学ぶということに力点を置いて展開していきたいと思っております。そうなってまいりますと、やはり修学旅行生等が参集いただく場面が多くなってこよいかということで今、委員お述べのようにメニューにつきましても、それを見越した低廉な価格のものがあってしかるべきだと思っております。以上です。

○太田委員 先ほど、学ぶ施設として展開していきたいとご答弁がございました。私もぜひ、こちらは今イベント広場としても使われておりますけれども、ここがなぜ世界遺産に指定されたのかといいますと、木簡がこの中にしっかり眠っていて、それが適切な形で保存されていると。そういった知見を一人でも多くの県民に知っていただくことができる施設として、発展していただきたいと思っておりますので、その点も十分に注意して運用していただきますようお願いをしておきます。以上です。

○乾委員長 ほかにありませんか。

○国中委員 報第28号の自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてとありますが、この決定額が本人の要求額で決定されているのか、それとも第三者が例えば、道路災害保険等々で掛けてあると思うのですけれども、その保険会社が決定した額であるのかを教えてくださいたいと思います。

○津風呂道路管理課長 今お尋ねの報第28号ではなくて、報第27号の損害賠償額の決定に関しましてご説明させていただきます。

これも同様に道路管理瑕疵に伴いまして損害賠償をお支払いするものでございます。今

回1件ございますが、基本的な考え方は、まず道路管理瑕疵の責任割合を決めてまいります。その観点といたしましては、実際、事故に遭われた相手方が回避可能性があるのかわからないのがポイントでございます。要するに例えば穴ぼこがある場合、よけられるのか、よけられないのかということ、よけられるのであれば相手にも一定の責任があるという考え方でございます。そういう観点で回避可能性がないということであれば、県の責任が全てと考えておきまして、ただ、そのような中でよけれらる可能性があるということであれば、そのときの天候でありますとか、あるいは夜なのか、昼なのかといった、いろいろな条件をあわせまして責任割合を決めていくということでございます。最終的には相手との交渉、示談によって決めていくということで、相手と県の考え方、相手の主張をすり合わせていくという形で損害額を決めてという形となっております。以上でございます。

○国中委員 いや、私の聞いているのは、どこが決めているのかということ。そのプロセスはわかるけれども、保険会社が決められているのか、それとも道路管理課が決められているのかということを知りたいのです。

○津風呂道路管理課長 損害額の決め方につきましては、まずは県のルール、今ご説明させていただきました考え方がまず基本でございます。そういったものに基づきまして、県の場合は保険会社で支払うということでございますので、保険会社との交渉、調整の中で決めていくということでございます。最終的にはまずベースとすれば県が基本的な考え方を持っていると、それに基づいて保険会社と調整して相手の理解もいただいていくと、そういうプロセスでございます。

○国中委員 少しその他事項について質問してもかまいませんか、委員長。

○乾委員長 はい。

○国中委員 ごく最近でもあったのです。例えば自転車で滑り込んで、そこで血まみれになっているわけです。粗い舗装がしてあります。その粗い舗装が風化して細かい粒になっているわけです。それで滑り込んでしまい、警察も来てこれを処理しているわけですが、こういう場合私から見れば、道路管理上100%被害者が出るわけなので。往々に主観的なものがあるのだらうと思うけれども、道路管理者として、これは当然100%見てあげなければならないと私は思います。保険会社は、必ず自己責任のどうのこうのと言う。だから、こういう場合はその不足分を当然県が補填しなければいけないと私は思うのですけれども、その点どうですか。荒県土マネジメント部理事、どうですか。

○荒県土マネジメント部理事 基本的には津風呂道路管理課長が言っているとおりでござ

いますが、場合に応じて委員がお述べのように配慮していくこともあり得ると考えております。

○**国中委員** そのときによるのは十分わかります。わかるけれども、津風呂道路管理課長、道路管理上不備だと思うようなところが、各土木事務所から何カ所ぐらいあるか聞いたことはありますか。崖っ縁や落石以外に、例えば白線、ガードレール、穴ぼこ、そして側溝のふた等々、物すごくあるでしょう。そういうところを把握していますか、何カ所か。

○**津風呂道路管理課長** 道路管理上さまざまな補修が必要なところは、職員のパトロールあるいは地元からの通報等によりまして、相当な数が上がってきているのは認識しています。それにつきましても緊急性とかを踏まえまして、優先順位をつけて限られた予算の中で順次やっているところでございます。数的なものは把握してございませんが、道路管理課といたしましては、そういったものをできるだけ少なくできるように日ごろのパトロールと、それに対応する緊急対策を優先的にやっていきたいと考えています。以上でございます。

○**国中委員** 特に我々が住んでいる中山間部、山の道路ですね。特に山並みに沿って国道、県道がついている箇所が多いわけです。だから、できるだけ早く対処してもらおう。ともすれば、三角のコーンを置いて何年もそのままのところがたくさんあると思います。きょうは県土マネジメント部長がいたらいいのですが、道路維持管理は予算をもっとつけるべきと違いますか。草刈りの問題もあるだろうし、それが全然ないわけでしょう、各土木事務所には。だから、それだけお願いしたいと思います。

それともう一つですけれども、道路管理上で確かに中山間部の国道、県道はガードレールがたくさんあります。ガードレールの色は、暗がりでは同化してしまっていて全然わからない。あなたがたも経験はないですか。山に行ったことはないですか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

もう少し白がいいのではないかと思うのですが、変える気はないか、どうですか。

○**荒県土マネジメント部理事** 過去には景観に配慮するということで、まちの中はベージュ色、それ以外のところについては茶色がいいのではないかということで、部内で決めたものでございますが、議員から指摘のありましたことにつきまして部内でもう一度検討してまいりたいと考えています。

○**国中委員** 走りにくくてしかたないのです。はっきり言って、あなたたちも走りにくいでしょう。ガードレールのところで照明灯でもあればいいのですが。側道のラインもあれば

それを目安にして走れるけれども、ないところではそれこそわかりません。そういう場合でも事故をしたら道路管理上ミスか、どうですか。津風呂道路管理課長、それは自己責任ですか。

いや、もういいです。みんなお互いに気をつけて走っているわけだけれども、そういった面でも道路管理上、何がベターかと。景観に配慮するのも大事なことだと思う。だけど、やはり夜は走りにくい。そうやってまた事故もあるということになったら、どちらを優先するかということです。今まで白で、何も景観について違和感を感じたこともないわけです。それはセンスの違いかもしれません。ぜひ山間部は、白にもう一度戻してほしいと思いますので、その点、よろしくをお願いします。終わります。

○乾委員長 要望ですね。

○国中委員 はい。

○乾委員長 ほかになければ、これをもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。

○太田委員 議第63号は、先ほど申しあげましたように都市公園条例では住民の声やニーズを聞く制度が担保されていないことから、これだけは反対させていただきたいと思えます。

○国中委員 自由民主党としては、これで結構かと思えます。

○粒谷委員 賛成いたします。

○清水委員 日本維新の会として賛成いたします。

○乾委員長 ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第63号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第63号については、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第63号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第61号中、当委員会所管分、議第64号、議第66号及び報第27号については、原案どおり可決または承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第61号中、当委員会所管分、議第64号、議第66号及び報第27号については、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第28号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部理事から、「地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組」ほか1件について、まちづくり推進局長から、「奈良県住生活ビジョンの改定」について、水道局長から、「上牧町、王寺町、河合町における水道広域化（施設共同化）」について報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部理事、まちづくり推進局長、水道局長の順にご報告願います。

○荒県土マネジメント部理事 報告1、「地方版図柄入りナンバープレートの導入に向けた取組について」でございます。このことにつきましては、本委員会において継続してご報告をさせていただいております。今回ご報告させていただきますのは、ナンバープレートのデザインの案が集まってきましたということと、今後のスケジュールについてでございます。

1. デザイン案の募集結果をごらんください。応募いただきました作品数は重複を除きますと39となっています。

8月の第4回のナンバープレートの審査会を開催させていただきました結果、この39の作品全てを公表して県民の皆様に意見をお伺いすることとなりました。

3. デザイン案に対する意見募集にございますように、10月6日まで県民の意見の募集をさせていただいております。

4. 今後のスケジュール（案）でございますが、いただいた意見をもとに10月下旬の第5回ナンバープレートの審査会でデザイン案を一つに絞った上で、市町村に意見をお伺いして、11月下旬ごろには国土交通省にナンバープレートデザインを提案する予定でございます。

報告2に参らせていただきます。報告2、「土木工事にかかる請負契約の変更について」でございます。

「土木工事の設計変更に関する取扱い」によりまして、当初請負代金額の3割を超えて設計変更を行いましたので、奈良県議会建設委員会に報告するものでございます。

今回、該当する工事がありますので、ご報告させていただきます。

表をごらんください。主要地方道橿原高取線、高市郡高取町車木の道路復旧工事、災害による工事を対象としております。この工事は平成28年9月18日から20日の台風16号の降雨によりまして、県道と河川の護岸が崩壊したものを復旧するものでございます。当初の請負金額は4,300万円余でしたが、1,500万円程度、率にして34%増加いたしました。その変更理由でございますが、被災箇所付近のボーリング調査に基づいて掘削を始めたわけでございますが、県道の下土質が調査箇所と少し違い、想定より悪く、県道の交通をとめることができませんので、それを確保するため、土質の改良を追加施工いたしました。

県土マネジメント部からの2件の報告は以上でございます。

○金剛まちづくり推進局長 私からは、報告3、「奈良県住生活ビジョンの改定について」でございます。継続して報告させていただいているものです。

平成24年9月に策定しました「奈良県住生活ビジョン」につきまして策定から5年を経過したということで見直しを行っているものでございます。この5年の間で人口、世帯数の減少、また、空き家の増加といったことを踏まえまして、そういう施策を盛り込む素案を作成しました。

資料の中ほどでございますけれども、住み続けられるまちをつくる、住まいを必要とする人を支える、良質な住まいづくりを進めるといった方針で素案を作成しております。パブリックコメントも夏に実施をさせていただきました。また、住生活推進委員会でも議論をいただき、そうした結果を踏まえて今、改定案を取りまとめ中というところでございます。また、12月議会に付議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○西川水道局長 それでは、私から1件、報告させていただきます。お手元に「水道局報告事項」とした資料があると思いますので、よろしくお願ひします。県域水道ファシリティマネジメントの推進に関する報告でございます。

このたび上牧町、王寺町、河合町の3町におきまして、水道広域化、具体的な水道施設の共同化をすることにつきまして3町の合意が得られ、具体的な作業を進めることとなりましたので、ご報告いたします。

資料1枚目の左側、施設共同化の具体的な内容を記載しております。県水転換により王寺町、河合町の浄水場を廃止しますとともに、上牧町、王寺町の配水池の余剰容量を県水の緊急貯留池の代替と位置づけまして、緊急時の送水体制の強化を図ることなどが主なものでございます。

資料の右下には、県水転換や施設共同化による3町の効果額を示しております。

2枚目、広域化に向けたスケジュールを示しております。この10月下旬に、3町長と知事との間で施設共同化に係る覚書を締結する予定をしております。締結後は平成34年度からの施設共同化に向けて施設整備を進めていく予定としております。資料に記載しておりますように、河合町におきましては平成34年度当初までに県水転換を、また、王寺町につきましては今年度中に県水転換を行う予定としております。

資料には記載しておりませんが、本年度は川西町が既に6月に県水転換をしております。また、この10月には平群町が全量、県水転換をする予定としております。さらに御所市におきましては、県水転換に向けて今年度は一部転換を進めていくことにしております。引き続き県水転換をはじめとする県域水道のファシリティマネジメントに積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

私からの報告は以上でございます。

○乾委員長 ただいまの報告またはその他の事項も含めて質問があればご発言願ひします。

○清水委員 まず第1点は、ただいまご報告いただきました土木工事にかかる請負契約の変更についてでございます。変更前の4,339万円ですが、これは契約額ですので、設計額は幾らだったのでしょうか。

○津風呂道路管理課長 設計額につきましては4,924万2,600円でございます。以上です。

○清水委員 約600万円ぐらい請負差があるということは、この増加額にしても請負後

の額ですから、実際には設計の変更額というのはかなり大きい部分だと思うのですけれども、その中で今回ボーリング調査が1本されているだけでございましたので、それを例えば工事区間の近接上下でやっていたら、変更が生じなかったのかどうかというところはどうでしょうか。

○津風呂道路管理課長 今回、工事箇所近接するところのボーリング調査は1カ所です。工事延長を踏まえて1カ所が妥当だろうという判断で調査を行ったところでございますが、仮に上下流2カ所で行ったということになりますと、当然精度は上がるものと考えております。それに伴いまして変更が生じるかどうかについてはわかりません。以上でございます。

○清水委員 想定断面がどうなのかだけのことなので、おっしゃるとおり明確に変更の対象になるかどうかはわからないかもしれませんが、言い方を変えますと1本、新規で打たれて、例えば近くに既設の調査したボーリングデータがあったかなかったかはどうですか。

○津風呂道路管理課長 近くにボーリングデータがあったかどうかについては調査しておりませんが、仮にあった場合については当然土木事務所のデータベース等にあったと考えておりますので、そういったものも参考にしたいと思っております。今回、参考にしておりませんので、推定でございますが、なかったと考えております。

○清水委員 県下で各市町村も下水の工事をやられている。当然流域下水もやられています。かなりボーリングのデータは蓄積されていると思います。無用な設計変更が起きないような方法というのは努力すべきだと思いますので、今後何らかの対策をとっていただきたいと思っております。意見だけ申し上げておきます。

それとその他の件について、河川整備計画と下水道課の維持管理負担金について2点お伺いしたいと思います。

まず河川整備計画、きょう持ってきていますけれども、まだ全部読んだわけではないのですが、今の集中豪雨、かなり雨の降り方が変わってきている。時間当たりの雨量が100ミリを超える雨の降り方をしているのですが、現実問題、この河川整備計画の基本が10年に一度の確率に対して整備を進めるという方針なのですが、この近年の集中豪雨に関してどのように解析されて、現行の河川整備計画で満足しているのかどうかについてまずお伺いしたいと思います。

○入口河川課長 今、大和川流域で使用しています河川の計画等に県で使う降雨の強度の

チェックについての質問でございます。

現在、我々が河川の計画等に用いていますのは昭和55年にそれまで奈良気象台で観測された大正時代からの降雨データを用いまして統計解析しまして、奈良県の降雨強度式という式をつくりまして、それにより52ミリだったと思いますけれども、10年確率の1時間当たりの降雨強度を使用しているところです。その後、当然昭和55年以降も流域に、昭和57年の雨を代表にいろいろな雨が降っていきまして、そういう降雨によるチェックでございますけれども、一定データがその後積み重なるごとに、随時ではございますけれども、チェックは行っております。直近では平成29年に平成28年までのデータも大正時代からの気象台のデータを全部積み上げてチェックしたところでございます。結果としては、小数点以下の差しかないということで現在使用している降雨強度について継続して使うことについて、特に問題ないと判断をしております。以上でございます。

○清水委員 降雨強度式については、それが問題ないという回答なので、それでよかろうかと思うのですけれども、この河川整備計画、ずっと読んでみますと流す対策をされているわけですが、この流す対策の中で先ほども議論になりましたけれども、貯留のことも当然念頭に置いて考えないといけないと思うのですが、全ての川について流下能力を確保して河積を変えていく、そういう計画が今のところ添付されている図面を見ると、そうだと思うのですけれども、逆に河道改修だけでなく、直轄河川で取り組まれていますけれども、遊水地100万トン、外水の流下能力を助けるための施策として遊水地というのがあるわけですが、県の河川整備計画を見ますと、そういう位置づけがないのですけれども、今後においてそういうことを検討されるのかどうかはどうでしょうか。

○入口河川課長 県の河川整備計画で例えば大和川水系ですと今4つの圏域に分割して、おのおの整備計画を定めているところです。委員がお述べの各河川の洪水を軽減するための遊水地につきましても、幾つかの河川で位置づけは現行の整備計画でもございます。今定めた整備計画につきましても、流域の社会情勢の変化や地域の意向、それから河川整備の進捗状況等々を反映できるように適宜その内容について点検を行って、必要に応じて変更しているところでございます。現時点で遊水地を仮に定めていない河川でありましても、5年に1度、各整備計画は進捗点検しておりますけれども、その時点で例えば、遊水地を新たに位置づけたり、バイパスを新たに位置づけたりということは適時、見直し時点で必要と考えているところでございます。以上です。

○清水委員 地元のことばかり考えていましたので、地元だけしか見ていなかったような

気がしますので、申しわけない。全体の中では確かに遊水地整備も検討されているということなので、例えば場所によっては遊水地を設けたほうが用地の取得もたやすい、そして全事業費についても安くなるという場所もあろうかと思っておりますので、今後、点検されるときにそういうことも含めてご検討いただきたいと思います。このことについては、よろしくお願いしておきたいと思っております。

それでは、小西下水道課長にお尋ねしたいのですが、維持管理負担金について代表質問をさせていただきました。その途中でいろいろ資料をそろえて勉強させていただいたのですが、現在の維持管理負担金についての議決は平成8年以降を見ますと、平成8年の9月定例会、額の引き下げと期間、それから平成18年の12月定例会、平成20年の12月定例会、平成22年の12月定例会、そして平成24年の12月定例会、平成26年の12月定例会、そして昨年の12月定例会、それぞれに期間の変更あるいは額の引き下げについて、その引き下げの根拠について議決が行われております。ところが、建設負担金につきましては、地方財政法第27条の規定により毎年議決がなされております。この内容についてまず間違いはないかどうか、ご回答いただきたいと思います。

○小西下水道課長 今、清水委員から流域下水道の維持管理負担金及び建設負担金についての質問がございました。

維持管理負担金につきましては、平成13年以降、2年に1回は議会に議決を求めて、単価の見直しを行ってまいりました。その中で単価の改定をしたときが何回かあるという状況でございます。

建設負担金につきましては、6月議会になりますけれども、予算をベースといたしまして各市町村の負担金について議決を求めている状況でございます。

○清水委員 問題点を申し上げますが、下水道法の市町村負担金については、下水道法第31条の2に規定されているわけですが、それと建設事業に伴う市町村の負担については、ご承知のとおり、地方財政法第27条で規定されているのですが、それぞれ第2項がございまして、この第2項の文章を読ませていただきます。下水道法は、前項の費用について同法の規定により市町村が負担すべき金額は当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない、こう規定されております。地方財政法第27条の第2項についても、前項の経費についてというところと費用についてというところが異なるだけで、以下の文章については全く同じでございます。建設負担金については毎年、議決がなされておりますけれども、維持管理負担金については2年に1回でございます。

この2年に1回を決めた理由、根拠はどこにあるのかをお伺いします。

○小西下水道課長 維持管理負担金につきましては、将来の収入、汚水量の予測、それと支出の状況を勘案いたしまして、その計画にのっとって一応定期的に定めていくことが望ましいとされております。国で示されています下水道使用料算定の基本的な考え方ということで、下水道の使用の算定期間については、公共料金の安定性と収支予測の確実性の両面から見た妥当性から、一般的には3年から5年程度が妥当とされております。平成13年までは4年ということをやっていたわけですけれども、その当時に一応情勢の変動等がありましたので、それから各2年ということ、奈良県ではよりきめ細やかに2年で設定をしているところでございます。

○清水委員 使用料については、ご紹介いただいたとおり、3年から5年ということ、国から方針が出ているわけですけれども、私が今申し上げましたのは、奈良県が議決をしている市町村の負担金について2年もしくは数年を経て議決をしてもいいのかと、その根拠はどこに書かれていますかということをお伺いさせていただいておりますので、その点について答弁をお願いします。

○小西下水道課長 議決をいただいているところに、単価及び負担金額及び適用期間という形で一応2年間適用する形で明記をさせていただいております。その期限までこの単価が有効だということ、議決をいただいているものと認識しております。

○清水委員 もう一度言いますけれども、単価について聞いているのではなくて、議決するのは金額を議決すると決められていますので、この金額を議決しないで、単価のみの議決で構わないということはどこに書かれているのですかということをお伺いしておりますので、どこかに記載されているのであれば、それをご紹介いただきたいと思います。

○小西下水道課長 議案には確かに単価を記載して、金額そのものは記載しておりません。金額の算定方法の記載でございますけれども、これについては、どこに規定されているのかは確認ができておりません。

○清水委員 皆さんご承知のとおり、地方自治法の第96条第4項には分担金、負担金を決めるときは議決をしなさいと定められているわけです。この定められていることをなぜしていなかったのかをお伺いしているのですけれども、ただその根拠を決めただけで数年間、複数年間、議決をしたとみなすということが本当にそれでいいのかということ、このところなのです。議決というのは、皆さんご承知のとおり、団体意思の決定です。示していただいて金額について議会で議論をして、それで手続をとっているわけです。それを示さな

いで、単価だけ決めて、それでよしということはどこに書かれているのかという、本当に不思議に思うのです。この話をずっと下水道課長に言っても答えが出ないかもしれないので、こういう疑問点を私が持っているということで、改めて予算委員会で再度聞かせていただきます。本日は、問題提起だけ申し上げたと捉えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○乾委員長 ほかにありませんか。

○太田委員 大和川総合治水条例にかかわってなのですが、今回パブリックコメントをしていただきまして、その中でいろいろ意見を見させていただきますと、やはりいろいろな切実な声がかかれておまして、その中で災害のないまちづくりを求めたりとか、あるいは河川改修の取り組みが進まないのはなぜかといった意見なども書かれております。県としてもそれに対する回答はしていただいているのですけれども、改めてこういう県民の皆さんからの投げかけに対してどのようにお考えなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○入口河川課長 太田委員のご指摘のとおり、今回の条例を上程するに先立ちまして、県民の皆様の意見をいただくためにパブリックコメントをさせていただいたところでございます。パブリックコメントとして全部で36意見いただきまして、我々の分析では賛成意見が15件、反対意見は3件、その他の意見、要望等が18件ございました。今、委員のご指摘の意見の中で河川改修の進捗、進んでいないという意見についての指摘でございますけれども、現在、大和川流域では河川整備計画を策定しているところですが、計画に位置づけている延長、大体約70キロメートルでございますけれども、平成26年度末の時点で整備済みはそのうち18キロメートル、割合でいいますと約26%でございます。県民の意見どおり、大きく進んでいるとは言えない状況でございます。原因は河川工事でございますので、いわゆる非出水期、11月から5月に工事が限定されることであるとか、河川によりましては用地買収とか井堰の補償がうまくいかないということで、工事が予定どおり進捗していないケースもあります。

今後も整備を進めるために、こういう用地の取得や井堰管理者との協議をしっかりと行っていくとともに、発注時期や工事規模の調整にも工夫しまして、できるだけ工事の進捗を図れるように考えていきたいと考えていますし、こういう意見を出していただいた方をはじめ、県民にご理解いただけるように説明に工夫をしていきたいと思っております。以上でございます。

○太田委員 先ほど清水委員からも質問がありましたけれども、9月12日に大雨で道路が冠水する、あるいは床上、床下浸水などが県内でも起こっておりますけれども、今回の水害を受けまして県としてどのように考えていらっしゃるのか、その点についてもあわせてお聞きしたいと思います。

○入口河川課長 9月12日の大雨の被害の状況把握でございます。

9月12日の雨ですが、奈良地方气象台によりますと、地上観測局のうち、葛城、大宇陀等で日最大1時間降雨量として観測史上1位を記録したようでございます。その他、気象庁ではレーダー解析も行っていますけれども、大和高田市をはじめとする4市3町1村で1時間降水量100ミリ以上を観測し、非常に強い雨であったということでございます。県が取りまとめて出しております報道資料では、幸いにも人的被害はございませんでしたが、床上8棟、床下110棟、それと道路冠水等が確認されております。この被害につきまして特に床上浸水、床下浸水の詳細について河川課で市町村、それから土木事務所と連携して、その実態把握に努めているところでございます。

現時点の分析としましては、河川の溢水に原因があると思われる浸水被害は宇陀市内の床下1棟と広陵町内での床下1棟でございます。それから内水によるものと分析していますのが大和高田市内での床上4棟、床下20棟のほか4地区で床下5棟、それ以外につきましては地区内の水路が降雨の量に追いつかなかったということが原因と思われまます。午前7時を中心に前後30分ずつ、合計1時間で100ミリ相当ぐらいの雨が降ったという非常に強い雨でございました。川に流れ込む前に地区内の水路があふれたことが主な原因と考えています。このうち、河川の影響によると思われるものについて優先的に調査を進めているところでございます。

このような短時間で非常に強い雨であっても、総合治水として取り組んでいますための対策というのは浸水被害の軽減に資すると考えております。今後とも関係市町村と連携しながら、この総合治水の推進と、それから万が一浸水被害が発生した場合に人的被害が生じないこと、これを目標に、わかりやすい避難情報の提供などのソフト対策、これについても市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○太田委員 先ほどご答弁いただいた中で内水で被害を起こしているところもあるとお聞きをしまして、私も実際に今そういったところの現場を見せていただきましたら、上下流で県が管理をしていて、水害を起こしたところが市が管理しているとかそういういろいろなケースがございまして、県で今、水害が起こったところをそれぞれ市の管理や県の管理

と関係なしに恐らく把握していただいていると思うのですけれども、その知り得た情報は今後どのように活かしていただく予定なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○入口河川課長 今回の雨でございますけれども、先ほども説明しましたように、朝の早い時期に非常に短時間で雨が降って、結果として浸水の被害も非常に短い時間であったところが多いということで、我々も市町村と事務所に主たる原因となっている浸水の要因、原因をチェックしていただくように頼んでいるのですけれども、把握できない。あまりにも朝が早いのと浸水時間が短かったので、全てが全て細かく状況を把握できる状況ではないというのが前提でまず一つございます。その上で調査ができたところについて被害を、例えばですけれども、市町村の管理施設を改善することで、次に同じような雨が降ったときの被害を軽減することが可能と判断できた場合につきましては、当然市町村に情報提供をさせていただきます、その早期対応をサポートしていきたいと考えております。以上でございます。

○太田委員 特に県は浸水常襲地域を指定して、その場所に関しては県も積極的にかかわっていただいていると思うのですけれども、先ほどの答弁の中で、そういうことにはこだわらず、原因を究明して市町村とも連携してやっていくと。浸水常襲地域ではなく、なおかつ県の管理ではない河川のところでも県としてもかかわっていくという確認でよろしいですか。

○入口河川課長 我々の管理している河川の整備で改善するところ以外についても、浸水被害の原因、要因、改善のポイント等が把握できたことにつきましては、積極的に当該市町村のサポートに入りたいと思っております。

○太田委員 ありがとうございます。市でつくったため池で、例えば大和高田市では地下水が湧いてきてしまって、工事から2年かかって、それが使えないと。しかも今回そういった地域の付近で水害を起こしていると。さまざまな市町村でも苦慮されていると思うのですけれども、なかなかそれが前向いて進まないという状況も聞いておりますので、ぜひその点は私もこれから河川課にも情報提供しながら、力もかしていただきたいと思いますので、よろしく願います。以上です。

○乾委員長 ほかになければ、これをもちまして、質問は終わります。

次に、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論されますか。

○太田委員 反対討論いたします。

○乾委員長 では、議第63号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告についてありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって、本日の委員会を終わります。